

○電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）の一部を改正する政令案新旧対照条文（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第二（第十条関係）

手数料を納めなければならない者	金額
一 電気通信主任技術者試験を受けようとする者	一八、七〇〇円（法第四十八条第三項の規定に基づく総務省令の規定により電気通信主任技術者試験の試験科目について試験を免除する場合にあつては、一八、七〇〇円を超えない範囲内において実費を勘案して総務省令で定める額）

手数料を納めなければならない者	金額
一 電気通信主任技術者試験を受けようとする者	一八、七〇〇円

二 工事担任者試験を受けようとする者

三 法第八十八条第一項の規定による	一六、九〇〇円
二 工事担任者試験を受けようとする者	八、七〇〇円（法第七十三条第二項において準用する法第四十八条第三項の規定に基づく総務省令の規定により工事担任者試験の試験科目について試験を免除する場合にあつては、八、七〇〇円を超えない範囲内において実費を勘案して総務省令で定める額）

手数料を納めなければならない者	金額
二 工事担任者試験を受けようとする者	八、七〇〇円

二 工事担任者試験を受けようとする者

三 法第八十八条第一項の規定による	一六、九〇〇円
二 工事担任者試験を受けようとする者	八、七〇〇円

登録の更新を受けようとする者	一、七〇〇円
四 電気通信主任技術者資格者証又は工事担任者資格者証の交付を受けようとする者 五 電気通信主任技術者資格者証又は工事担任者資格者証の再交付を受けようとする者 一、三五〇円	

この政令は、平成二十五年二月一日から施行する。

登録の更新を受けようとする者	一、七〇〇円
四 電気通信主任技術者資格者証又は工事担任者資格者証の交付を受けようとする者 五 電気通信主任技術者資格者証又は工事担任者資格者証の再交付を受けようとする者 一、三五〇円	

附 則

備考 (略)